

組合員同士で助け合う制度 ふれあい共済に加入しよう

「ふれあい共済制度」とは、組合員本人が死亡された際、組合員の相互扶助＝助け合いをもとに「遺族年金」として東日本ユニオンが独自につくりだした制度です。（安定的かつ、厳正な運用を行うため「明治安田生命」に運用を委託しています）

加入している組合員・家族が万が一（死亡・高度障害）の場合、遺された家族（高度障害の場合は本人）に年金を給付し、生活を支える制度です。また、昨年度からはオプション制度として「重病克服支援制度」を導入し、三大疾病やガンなどにかかった場合、治療費を給付して早期の職場復帰を支援しています。

労働組合だからこそできる

組合員一人の加入が、組合員本人とその家族だけでなく、東日本ユニオンの仲間たちと家族を支える大きな力となります。さらに、来年2019年度からは保険料の改定により掛金も安くなりますので、ぜひこの機会に加入して、全組合員で「ふれあい共済制度」をつくっていきましょう！

**2019年1月期の「ふれあい共済」＋「重病克服支援制度」
新規加入と継続加入の取り組みが始まります**

募集期間：8月8日（水）～8月31日（金）

【ふれあい共済制度の特長】

- ① 組合員相互に助け合う制度
- ② 「配当金還付」で実質掛金の負担を軽減
- ③ 1年ごとにコースの見直しが可能
- ④ 医師の診査は不要（簡単な告知のみ）



**組合員・家族を助ける制度にも取り組む労働組合
それが私たち東日本ユニオンです！**